

■ 支援金の対象等について

Q. 過去に同じ支援金の交付を受けた事業者も対象となるか？

A. 交付要件を満たす事業者は全て対象となります。

Q. 支援金の交付対象者の範囲は？

A. 北海道内に「主たる事務所」が登記されている、貨物自動車運送事業法第2条第2項（※1）に規定する一般貨物自動車運送事業を行う法人又は個人事業主が対象となります。

但し、バスやタクシーを用いて貨物を運送する旅客自動車運送事業者（※2）は対象となりません。

※1「貨物自動車運送事業法第2条第2項」

第二条 前文省略

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

※2「バスやタクシーを用いて貨物を運送する旅客自動車運送事業者」

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号自動車局長通知）及び「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和4年9月16日付け国自貨第65号自動車局長通達）に基づき貨物運送を行う旅客自動車運送事業者。

Q. 交付対象車両の条件とは。

A. 交付対象車両は交付対象事業者が[令和6年10月末日時点](#)で保有している事業用自動車の保有台数を上限に、申請日時点で北海道内に登録されており運行の用に供している車両。

Q. 支援金の交付申請できる車両台数は何台なのか？

A. 交付対象者の[令和6年10月末日現在](#)における[北海道運輸局への届出台数](#)が交付申請できる上限台数となります。

但し、「小型・普通・けん引車」の届出車両台数の合計が100台を超える場合は100台まで、「被けん引車」についても届出車両台数の合計が100台を超える場合は100台までとなり、「小型・普通・けん引車」100台と「被けん引車」100台の合計200台が申請上限となります。

Q. 令和6年11月以降に車両の増車や減車、入替え（代替）を行った車両は対象となるのか？

A. 令和6年11月1日以降に保有車両の増車、減車、代替えを行った場合でも、令和6年10月末日時点の事業用自動車（普通車、小型車、けん引車）の合計台数及び被けん引車の保有台数を上限に申請日時点で北海道内に登録されており運行の用に供している車両であれば交付対象となります。

なお、車両の入替え等により「自動車の種別」が事業用自動車の「普通車、小型車、けん引車」の3種別の中で変更となった場合でも対象となります。

但し、「被けん引車」と「事業用自動車（普通車、小型車、けん引車）」間での車両入替え等については対象となりません。

Q. 令和6年10月末日現在における北海道運輸局への届出台数を教えてほしい。

A. 運送事業者臨時支援事業補助金交付要綱第21条（秘密の保持）によりお答えすることが出来ません。

なお、北海道運輸局においても過去の届出台数についてのお問い合わせには回答できませんので、自社等で管理・保管されている記録等により、ご確認ください。

■ 添付書類について

Q. 過去に同じ支援金の交付を受けている場合でも添付書類の提出は必要か？

A. いかなる場合でも添付書類の省略はできません。

Q. 「令和5年度貨物自動車運送事業実績報告書（運輸局受理済印押印のもの）」が無い場合は？

A. 「令和5年度分の貨物自動車運送事業実績報告書」の提出をしていない場合は管轄運輸支局へ提出いただき「受理済印押印」がある写しを添付いただくか。又は、法務局が発行する「現在事項全部証明書」（申請日時点で発行から6ヵ月以内のもの）の写しを添付ください。

個人事業主の方で「令和5年度分の貨物自動車運送事業実績報告書」の写しを添付できない場合は次①から④のいずれかを添付ください

①個人事業の開業届出書（受付印が捺印された書類の写し）

②所得税の青色申告承認申請書（受付印が捺印された書類の写し）

③事業開始等申告書（受付印が捺印された書類の写し）

④商号登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）発行より6ヵ月以内の写し

Q. 「令和5年度貨物自動車運送事業実績報告書」に記載されている「住所、事業者名、代表者名」が申請日時点での内容と異なる場合は？

A. 「住所、事業者名、代表者名」を変更した際の事業計画変更届出（運輸局受理済印押印のもの）の写しを追加添付いただくか、法務局が発行する「現在事項全部証明書」（「住所、事業者名、代表者名」が申請日時点の内容と一致するもの）の写しを添付ください。

Q. 「現在事項全部証明書」ではなく「履歴事項全部証明書」でも良いか？

A. 「履歴事項全部証明書」（申請日時点で発行から6ヵ月以内のもの）でも受け付けます。

Q. 申請対象となる車両の自動車検査証記録事項はいつ発行したものを添付すれば良いか？

A. 申請日時点で有効期間が満了していない自動車検査証記録事項（A又はB）の写しを添付ください。

Q. 自動車継続検査（車検）により自動車検査証記録事項が無い場合はどうすればよいか？

A. 対象車両の全ての車検証が揃ってから申請ください。

申請日時点で自動車検査証（車検証）の有効期限が切れているものが添付されている場合は、現在も運行の用に供している車両である事の確認が取れませんので、交付対象から除外（減額）されます。

Q. 自動車検査証記録事項の記載欄はどこを確認して添付すればよいか？

A. 下記の①から⑤を確認の上、添付してください。

- ①「有効期間の満了する日」：申請日以降の日付となっているか（満了していないか）。
- ②「自動車の種別」：小型・普通（申請台数と添付する車検証の種別ごとの枚数が一致しているか）
- ③「用途」：用途が「貨物」又は「特種」となっているか。
- ④「自家用・事業用の別」：事業用であるか。
- ⑤「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」：北海道内であるか。

Q. 「預金通帳口座等名記載ページの写し」とあるが、通帳の発行が無い当座預金やネット銀行等の場合は、何を添付すればよいのか？

A. 支援金振込先の記載事項（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人）の確認が出来る書類を添付ください。

ネット銀行：金融機関発行の口座開設書類等の写し、口座のアカウント情報画面を印刷したもの等

当座預金：当座勘定照合表、当座勘定入金帳、残高証明、小切手帳などの写し

■ 申請書の記載方法について

Q. 申請車両数の台数の記載方法は？

A. 自動車検査証記録事項に記載の「自動車の種別」を確認の上、記入ください。

※ 運転免許証の種類による車両区分ではありませんので、ご注意ください。

普通車(a)欄	車検証「自動車の種別」が「普通」で「形状」が <u>トラクタ、トレーラ以外</u> の台数を記入
小型車(b) 欄	車検証「自動車の種別」が「小型」の台数を記入
けん引車(c) 欄	車検証「自動車の種別」が「普通」で「形状」が トラクタの台数を記入
計(d) 欄	普通車と小型車とけん引車の合計数を記入
被けん引車(e) 欄	車検証「自動車の種別」が「普通」又は「大型特殊」 で、「形状」に「トレーラ」の記載がある台数を記入

■ その他

Q. 申請書類の提出方法は？

A. 申請書類の受付は郵便のみとなります、FAX等や宅配などの郵送以外の方法では受付いたしません。 ※ 事務所窓口でのお受け取りもできません

郵送宛先： 〒064-0809

札幌市中央区南9条西1丁目1-10

北海道トラック協会 支援金係 宛

Q. 送付した交付申請書類は返却されるのか？

A. 受理した申請書類はいかなる理由があっても返却できません。控えが必要な場合は郵送前に申請書類をコピーして保管ください。

なお、申請書写しへの受理印等の対応や受理証明の発行等是对応できかねます。

Q. 交付申請書類に不備があった場合は連絡があるのか？

A. 支援金振込先の確認が取れない場合や連絡先の記載が無い場合のみ連絡いたします。

自動車検査証の有効期限切れや添付が無い場合等については、原則、連絡いたしません。

添付された内容にて判断し交付決定がされますので、送付前に申請内容と添付書類に不備が無いかをご確認の上、申請ください。

Q. 申請書類の交付決定を確認する方法は？

A. 申請書類の受理後、申請内容に不備が無い場合は「交付決定通知書」を申請書に記載の住所へ郵送いたします。

※ 初回の交付決定通知は令和7年3月下旬頃を予定（以後、10日ごと目途に交付決定通知を行う予定です。）

Q. 支援金はいつ振り込まれるのか？

A. 申請内容に不備が無い場合は交付決定通知後、概ね 2 週間以内に申請書に記載の振込先へお振込みいたします。

Q. 事業予算満了などの理由により受付期間途中で終了（打ち切り）することはあるのか？

A. 本支援金は対象事業者の皆様すべてが受け取れる積算にて予算を確保しておりますので、受付期間途中で終了（打ち切り）する事はありません。

■ 交付決定通知等について

Q. 交付決定通知に記載されている交付決定台数と交付額が申請した内容と違う。

A. ケース 1：令和 6 年 10 月末日現在の保有車両台数よりも多い台数で申請した場合は、令和 6 年 10 月末日現在の保有車両台数を上限に交付決定いたします。

ケース 2：申請日時点で自動車検査証（車検証）の有効期限が切れている車検証が添付されている場合は現在も運行の用に供している車両である事の確認が取れませんので、交付対象から除外（減額）されます。

Q. 申請後又は交付決定後の申請取り消し及び再申請は可能か。

A. 原則、申請後の申請取り下げ及び再交付申請は認められません。

申請後の添付書類等の差し替え等も出来ませんので、申請前に申請内容と添付書類に不備が無いかをご確認の上、申請ください。

申請期間中に車検中の車両がある場合等は、車検が完了し、車検証の交付を受けた後に申請ください。